自治会役員名簿に記載された個人情報の取扱いについて

新年度の自治会役員の皆さんへ共有をお願いします

市民活動支援課では、自治会と市との連絡調整を円滑に行うため、自治会長名簿及び町内会長名簿を作成しております。作成した名簿は、個人情報の保護に関する法律に基づき、厳重に管理・運用いたします。

〇情報提供の対象となる名簿

対象：市内８６自治会長

小笠原区各町内会長、百々１区～１３区、西野１区～５区、藤田区各町内会長

※上記以外の町内会長、その他役員は、市役所外へは公開いたしません。

■ 取り扱う個人情報

・氏名
・住所
・連絡先

■ 利用目的

1．市役所内の関係部署からの連絡・調整
2．公共工事、行政事務、新規入居に伴う案内等により、地域連絡を必要とする場合の問い合わせ対応
3．市民・地域住民からの自治会活動等に関する問い合わせ対応
4．社会福祉協議会等の関係団体が行う地域福祉活動や連携業務に関する連絡・調整

■ 取扱方法

・市ホームページ等、不特定多数が閲覧できる媒体には掲載しません
・市職員が電話や窓口において、必要性を確認したうえで、問い合わせ相手に口頭でお伝えすることがあります

■ 取扱い上の配慮

・利用目的以外の使用は行いません
・役職期間中に限って取り扱います
・個人情報保護法および関係法令に基づき、適切な管理に努めます